

一 経 過

(1) 事業主側ハ交渉ヲ遷延シ後者員側ノ結果ノ破綻スルヲ待ツノ方法ヲ執リシニ後者員ノ結果鞏固ナルト交渉ノ遷延ハ却テ紛糾ヲ拡大スルノ虞アリシ為ノ急遽交渉ヲ進メ解決スルニ至レリ

(2) 交渉状況

七日以降連日會社事務所ニ、事業主側 副社長 伊藤 義 専務取締役 三川 貞吉 外四名 従業員 側

伊藤 三 次 長 松林 三 之 助 日比 文 子 / 外男店員 五名 女店員 三名 会見シ折衝スル処アリ會社側ニ相當謙歩的態度ヲ示シ後者員側ニ貫徹困難ノ事項ハ撤回シ折衝三四ニ至リ九日引取ノ通り 妥協成立覺書ニ交換解決セリ 右及申(通)休候也

覺 書

全日本車庫社従業員ノ労働争議ハ互譲精神ニ依リ左記ノ条件ニ依リ円満解決シタルニ就テ是ニ覺書ニ通テ作成シ双方各一通左所持スルモノトス

取

- (1) 解雇者四名復職ヲ承認ス
- (2) 會社ノ都合ニ依リ解雇セラル株留置ス
- (3) 會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ解雇手当ハ一年三月其ノ年及ノ総額ノ二分ノ額ヲ付シ一年三月サレハ月割トス
- (4) 解雇時付テ年上勤務者ニ割一ヶ月毎ノ者ニ計シテ五分ノ増額ヲ為ス
- (5) 手当以外ノ勤務ヲ為ス場合ハ茶室割ヲ給付ス
- (6) 解雇者並解雇後欲ス文致ス
- (7) 解雇ノ場合ハ三ヶ月前出社トス
- (8) 手当並復職ノ場合ハ退職手当ハ勤務二年一月各年及ノ二月ヲ文致ス
- (9) 出勤手当并分金並手当並出勤手当並(出勤九割手当並トス)
- (10) 復職手当並一年一回箱返金并ニシ認ム